

令和8年5月18日
建設常任委員会資料

議会案件工事の変更における委任専決処分について

議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、当該議決に係る契約金額をその1割を超えない範囲内で変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分したため、下記のとおり報告します。

記

	工事名	契約金額(円) 変更金額(円) 増 減(円)	契約の相手方	前回 議決	委任専決 年月日
1	一級河川揖保川 水系引原川引原 ダム 引原ダム放流設 備製作据付工事	3,762,000,000 3,894,944,900 132,944,900 (3.5%増)	大阪市西区北堀江1丁目8番12 号（丸五ビル3階） （代表者） 豊国工業株式会社関西支店 支店長 下門 竜也	第372回 第98号 議 案	令和8年 4月20日
		【変更の理由】 新労務単価の適用による変更。			